

基本方針

近年の地域社会は、少子高齢化の進行や世帯構成の変化による単身世帯の増加、生活様式や価値観等の多様化、家族の就業形態の変化など様々な要因が関連し、人間関係の希薄化が進んでおります。さらに、社会的孤立の問題、虐待や権利擁護の問題、高齢・障害・ひとり親・生活困窮といった対象者別の制度では解決できない問題など地域における生活課題は深刻化しています。

また、国においては社会福祉法等の一部を改正する法律案が審議され、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し国民に対する説明責任を果たし地域社会に貢献する在り方も強く求められています。

こうした状況の中、平成28年度事業においては、昭和村社会福祉協議会は社会福祉法人の役割と社会福祉協議会の使命を根底に基本理念に基づき、地域の方々や関係機関との連携強化、地域におけるさまざまな福祉活動支援など地域福祉を推進し、「誰もが幸せに」暮らすことができる福祉の村づくりに取り組み、事業運営の透明性・公平性を確保し、住民の身近な組織として地域から信頼される社会福祉協議会を目指します。

【総務地域係】

1. 法人運営部門

地域に親しまれる団体として適正で開かれた法人の運営を組織的に行います。また、法人全体を管理する部門として、発展強化計画に基づき財務運営方針を進めるために各部門との調整を図り適正な事業運営に努めるために次の事項に取り組みます。

- (1) 経営面に配慮しながら地域ニーズに合わせた的確な事業展開
- (2) 適正な事業運営ができる職員配置
- (3) 係間の連携強化及び職員間の共通認識の構築
- (4) 透明性・公平性を高めるための積極的な情報公開

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

- (1) 理事会・評議員会・監事会の開催
- (2) 正副会長会議・委員会・職員会議の開催
- (3) 適正な役職員の人事・労務管理
- (4) 事業の効率化の推進
- (5) 資格取得の促進及び人材育成
- (6) 事業収入の増加と経費削減の徹底
- (7) 情報公開の促進
- (8) 職員研修会及び各種検討会議の開催
- (9) 事業内容の精査及び事業に合った組織体制の見直し

2. 地域福祉部門

地域住民主体による地域福祉を推進するために、地域の皆さんの参加・協力による助け合い、支え合いの福祉活動を展開します。また、地域福祉推進の主要部門として、発展強化計画に基づき財務状況を踏まえ、事業の効率化・適正化を図りながら地域福祉活動を展開するために次の事項に取り組みます。

- (1) 地域福祉活動の事業内容に見合った財源の確保
 - (2) 事業を効果的かつ効率的に展開するための改善
 - (3) 住民意識を高め、地域ニーズを把握するなどの計画的な事業展開
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。

- (1) 地域福祉活動推進のための村への補助金要望
- (2) 地域福祉活動事業の内容検証及び整理
(見守り支援事業の推進等)
- (3) 災害時における取り組み内容の検討
- (4) 地域住民参画による地域福祉活動の推進（地域福祉活動計画の策定）
- (5) ボランティアの育成及び活動推進
(ボランティアセンターの運営)
- (6) 各種団体等の活動支援及び助成
- (7) 福祉育成援助活動の充実
- (8) 低所得世帯への生活指導及び資金援助
- (9) 高齢者の生きがいの充実及び社会参加等福祉の増進
(シルバー人材センターの運営)
- (10) 地域包括ケアシステム（総合事業）への対応の協議

3. 学童保育部門

児童や家庭に対しわけへだてなく保育を行い、豊かな愛情を持って接し児童の健全育成に努めます。また、村から指定管理を受けて運営している事業として、発展強化計画に基づき企業努力を図りながら児童の健全育成を進めるために次の事項に取り組みます。

- (1) 児童が快適に過ごせる環境整備
 - (2) 保護者が安心して預けられる体制づくり
 - (3) 魅力ある学童にするための取り組み
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。
- (1) 学童間及び職員間の連絡・連携強化
 - (2) 指導員個々の資質向上及び能力を発揮できる環境整備
 - (3) 児童が安心していきいきと過ごせる居場所づくり
 - (4) 保護者及び関係機関との連絡・連携強化
 - (5) 防災・防犯訓練の実施
 - (6) イベント、遊び、地域交流の充実

4. 福祉センター昭和の湯部門

利用者の意見や社会の変化に合わせて柔軟で迅速な対応を行い、皆に愛される施設

を目指します。また、村から指定管理を受けて運営している事業として、発展強化計画に基づき企業努力を図りながら老若男女問わず親しまれる施設を目指すために次の事項に取り組みます。

- (1) 全職員が理解を深め一丸となつての運営内容の検討
 - (2) 利用者のニーズに合わせた設備の拡充
 - (3) 老朽化した修繕箇所への計画的かつ迅速な補修対応
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。
- (1) 事業収入増と支出削減による経営改善
 - (2) 全職員の機器類への操作対応及び経営参加
 - (3) 施設整備の拡充・新設のための協議及び村への要望
 - (4) 施設整備の老朽化度合いの把握及び必要な修繕への迅速な対応
 - (5) 各種イベント・PR活動の充実
 - (6) 温泉でリフレッシュ事業の継続実施
 - (7) 料金体制についての協議

【在宅福祉係】

1. 介護保険部門

法令を遵守しながら、要介護者・要支援者及びご家族の方々との信頼関係を大切に
して、利用者個々のニーズに適切に対応したサービス提供を目指します。また、在宅
福祉係の主要部門として、発展強化計画に基づき、利用者本位の質の高い支援を行い、
住み慣れた地域の中で安心して生活していけるようサービスを展開して行きます。

○居宅介護支援事業

利用者及びご家族の要望を確認したうえで、専門職として個々のニーズに応えられ、
残存機能の維持向上に繋がるプランの提案を目指します。また、要介護者及び要支援
者の施設入所や要介護状態の悪化を防止し、安心・安全な在宅生活を継続できるよう
次の事項に取り組みます。

- (1) サービスの質及び職員資質の向上
 - (2) 法令遵守に基づく適正な事業所運営
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。
- (1) 個々のニーズに合ったプラン及び定期的な施設利用の中でも早期退所に繋がり
在宅での時間を増やせるプランの提案
 - (2) 職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
 - (3) 職員間の連携強化及び情報の共有
 - (4) 利用者及び家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化

○訪問介護事業

居宅にて安心安全に活動できる環境づくりと利用者及びご家族のプライバシーにも
留意しながら、信頼されるサービス提供を目指します。また、利用者との信頼関係を
大切にして、要介護者及び要支援者がその状況にあった環境の中で安心して生活して
いけるよう、次の事項に取り組みます。

- (1) サービスの質及び職員資質の向上

(2) 要介護状態の悪化防止

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

- (1) 利用者個々の状態に合わせ、安心安全な生活を継続できるサービスの提供
- (2) 職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
- (3) 職員間の連携強化及び情報の共有
- (4) 利用者及び家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化
- (5) 新規加算の取得に向けた取り組み
- (6) 総合事業移行への対応

○通所介護事業

利用者の個別化を意識しながら、個々のニーズや要望に応えられるサービス提供を目指します。また、利用者との関係性を大切にして、個別のかつ集団的な活動を基に、要介護者及び要支援者が安心して在宅生活を送れるよう次の事項に取り組みます。

- (1) サービスの質及び職員資質の向上
- (2) 利用者のニーズに対応できるプログラム・環境の整備

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

- (1) 利用者個々のニーズに合わせたプログラムの見直しとサービス提供
- (2) 職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
- (3) 職員間の連携強化及び情報の共有
- (4) 利用者及び家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化
- (5) 総合事業移行への対応
- (6) 地域に開かれた施設づくり

○訪問入浴介護事業

利用者との信頼関係を大切にし、要介護者が、身体清潔保持により快適な生活を継続できるように次の事項に取り組みます。

- (1) サービスの質及び職員資質の向上
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。
- (1) 利用者個々の状態の把握
 - (2) 職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
 - (3) 職員間の連携強化及び情報の共有
 - (4) 利用者及び家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化

2. 障害福祉部門

利用者個々のニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせたサービス提供を目指します。また、障害者や障害児の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活していけるよう、専門的な知識と技術の取得を目指し、発展強化計画に基づきながら次の事項に取り組みます。

- (1) 幅広い障害福祉サービス利用者の理解
 - (2) 利用者個々のニーズに合わせたサービス提供
- また、具体的な内容として次の事業を実施します。
- (1) 職員個々の介護技術の向上及び知識の習得

- (2) 利用者の理解とニーズの把握
- (3) 利用者個々のニーズに合わせたサービス提供

3. 在宅福祉部門

関係機関との連携を密にしながら、社会福祉協議会として地域住民に信頼されるサービス提供を目指します。また、発展強化計画に基づき、各事業のニーズとサービス内容を確認しながらさらなる充実を図れるよう、次の事項に取り組みます。

- (1) サービスの質の向上
- (2) 関係機関との連携強化

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

- (1) 利用者のニーズに合わせたサービスの提供
- (2) 地域包括支援センター等関係機関との連携強化及び地域への周知
- (3) 地域におけるニーズに合わせたサービスの検討